

応募法人のいない北1（植木）圏域への対応について

北1圏域について、応募がない状況であり、今後は次の通り対応していく予定。

① 圏域内の社会福祉法人等に周知、説明を行った上で再公告を実施

⇒応募があった場合には再度書類審査及びヒアリング審査の上、
選考委員会を開催

② 再公告を行っても応募がない場合は、再度受託可能な法人について、 圏域内の社会福祉法人等に打診を行い、随意契約を実施

⇒随意契約の実施前に再度選考委員会を開催し、受託予定の法人について
審議を実施する。

※次回の選考委員会については11月から12月の間で開催を予定しており、
再公告のスケジュールが決まり次第、再度日程調整を実施予定。